

休学申請について

スチューデント・オフィス

1. 休学について

- 1) 病気等のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月以上を越えて就学できない場合、休学申請ができます。
例：病気、経済的事情、兵役、その他やむを得ない事由
- ② 卒業可能なセメスターおよび履修登録を行っている学生は休学申請できません。
- ③ セメスター期(セメスター+セッション)単位でしか休学できません。
継続して休学できるセメスターは4セメスターまでです。
ただし、兵役の場合に限り、連続して6セメスター休学することができます。
※休学中の申請により、予定復学セメスターを早めることや合計2年までの休学期間に延長をすることができます。
- ④ 休学期間は在学期間に含まれません。
・8セメスター在学し、要卒単位を修得しなければ卒業することはできません。
(早期卒業プログラム登録の場合は、6セメスターまたは7セメスター)
・休学中は「在学」ではなく「在籍」となります。E-mail やキャンパスターミナル等のサービス機能を継続して利用できますが、取得できる証明書に制限がありますのでご注意ください。
証明書が必要な方は、APU のウェブサイトから申請することができます。
URL :【<http://www.apu.ac.jp/home/alumni/content4/>】
アクセス:【APU 公式ホームページ】→【Menu】→【卒業生の方】→【証明書発行】
- ⑤ 在留資格(ビザ)の関係から、休学期間中に正当な理由がなく日本に滞在してはいけません。

【注意点】

- 減免について: 休学前のセメスターまでの成績によって、授業料減免奨学金の審査が行われます。
審査で問題がなければ、休学後も継続されます。
- 一旦納入された審査事務手数料・在籍料はいかなる理由があろうとも返還しません。
- 休学期間は学割の利用はできません。
- 現在、大学や学外の機関から奨学金を受給している学生は、必ず当該機関に休学期間中、奨学金の受給を停止する必要があるかどうかを確認して下さい。
- APハウスの寮費やライブラリーの延滞金が未払いの場合には、休学の許可を受けることができません。
該当する学生は、申請までに必ず支払いを行って下さい。

2. 休学申請期日

春セメスターから休学	2月15日
秋セメスターから休学	8月5日

(注意)期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

- 休学許可を得たあと、やむをえない事情があり許可の取消しを申請する場合は、休学申請期間内に所定の手続を必ず行って下さい。期日を過ぎた場合は、取消すことはできません。

3. 手続きの流れ

- ① 以下「4」の必要提出書類を期日までに一括で提出
- ② 申請書をもとに会議で審議
- ③ 審議結果の通知: 結果を宛名ラベルに記載された住所に送付(DHL もしくはEMS)

4. 必要提出書類

- 「**休学願**」 (学費負担者の同意書を含む)
※申請する休学期間は西暦を記載し、該当する箇所を○で囲んで下さい。
- 「**休学理由書**」 (自筆またはパソコン作成の文書)
※休学を希望する理由を A4 用紙一枚程度にまとめる
※海外渡航・インターンシップなどでの休学の場合: 指定の休学理由書を使用
※病気の場合: 理由書の提出不要
- 宛名ラベル** (審議結果の希望郵送先を記入)
※結果は郵送でのみ通知
- 審査・事務手数料 15,000 円**
- 在籍料 5,000 円/1 セメスター**
- 診断書**: 病気の場合
- 出国予定日の入った帰国チケットまたは、予約証明**

下記よりクレジットカードにてお支払い下さい
【URL】 <http://e-apply.jp/e/apu-payment/>

5. 許可の場合の手続き

- ・許可通知に記載されている学籍番号、氏名、期間を確認して下さい。
申請内容と異なる場合は、直ちにオフィスに連絡をして下さい。
- ・日本出国の際、出国審査窓口で在留カードをキャンセルしてください。
- ・休学期間中は、日本に滞在する事は禁止されています。

6. 休学期間満了時の手続き

休学期間満了前に、Campusmate に登録されている帰省先住所に書類を送付します。(5 月または 11 月頃)
期日までに必ず“復学”“退学”“休学(継続)”の手続きを行って下さい。

春セメスター(9 月 20 日)まで休学	6 月 30 日
秋セメスター(3 月 31 日)まで休学	12 月 31 日

(注意)期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

※申請期日は在留資格認定(ビザ申請)のために国内学生より早い期日になっています。

- ・期日までに“復学”もしくは“休学(継続)”の手続きがない場合は休学期間満了日で「退学」となります。
- ・病気により休学した方は、復学申請する場合に医師の診断書が必要です。
- ・休学中に住所(現住所・帰省先・連絡先)が変更になった場合は、必ず Campusmate を利用し 住所変更を行って下さい。 変更をせず、大学からの大切な郵便が届かなかった場合でも、特別な救済措置は行われません。

【復学について】

- 復学申請の際、新しい VISA 取得のため**入学時と同様の VISA 申請**を行います。パスポートのすべてのページのコピーが必要です。休学期間中に正当な理由がなく日本に滞在していた場合は、復学が許可されません。
- 復学直後の履修登録についてはアカデミック・オフィスのホームページに掲載されます。必ず確認し、定められた期間に履修登録を行うようにしてください。
- 復学時に健康診断を受けることが義務付けられています。
- 復学時期によっては、カリキュラムが変更になる場合があります。
卒業に必要な科目が変更になる場合もありますので、注意して下さい。
詳細については、アカデミック・オフィスのホームページを確認したうえで相談して下さい。

TEL: 0977-78-1122 E-mail: acsubmit@apu.ac.jp

～ 不明な点は、学籍担当者 まで ～
〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1 立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス
TEL 0977-78-1124 Fax 0977-78-1125 Eメール: apustu1@apu.ac.jp